



山形県公報

令和5年3月14日(火)
第387号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則……………(学事文書課) ……184
- 個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則……………(同) ……同

訓 令

- 山形県職員倫理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……185

告 示

- 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の
廃止……………(学事文書課) ……186
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(県土利用政策課) ……187

議 会 関 係

訓 令

- 山形県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令……………同

告 示

- 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程……………同

教 育 委 員 会 関 係

告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………192
- 平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の廃止……………193

警 察 本 部 関 係

告 示

- 平成18年3月県警察本部告示第1号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の廃止……………同

収 用 委 員 会 関 係

規 則

- 山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………同

企業局関係

告示

○平成13年5月県企業告示第3号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の廃止…………… 同

病院事業局関係

規程

○山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

○山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程…………… 194

規 則

山形県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県証紙条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項に次の2号を加える。

(9) 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年12月県条例第33号）第31条第1項に規定する手数料

(10) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号列記以外の部分に規定する手数料

（山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「第4条第1項の規定による開示の請求」を「第4条第3項に規定する開示請求」に、「第7条第1項又は第2項の決定」を「第7条第3項に規定する開示等決定」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項又は第90条第2項に規定する開示請求又は訂正請求があったもの 同法第78条第1項第4号又は第94条第1項に規定する開示決定等又は訂正決定等の日の翌日から起算して1年間

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）附則第2項の規定による廃止前の山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号。以下「旧条例」という。）第16条第1項に規定する手数料の徴収の方法については、第1条の規定による改正前の山形県証紙条例施行規則別表第1第2項第7号の規定は、なおその効力を有する。

3 旧条例第11条第1項の規定による開示の請求又は旧条例第17条第1項の規定による訂正の請求があった山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第5条第5項に規定する公文書ファイル等の保存期間の延長については、第2条の規定による改正前の山形県公文書等の管理に関する条例施行規則第9条第1項第5号の規定は、なおその効力を有する。

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において使用する用語の例による。

(登録簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿を作成しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務について登録簿に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該登録簿を修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録簿を削除しなければならない。

4 実施機関は、登録簿を作成したときは、遅滞なく、これを別に定める場所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

5 条例第3条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登録簿の作成年月日

(2) 個人情報取扱事務の開始の予定年月日

(3) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供の有無

(4) 個人情報取扱事務の委託の有無

6 条例第3条第2項第3号の規則で定める事務は、取り扱う個人情報が物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、その送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみの事務とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第4条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(山形県個人情報保護条例施行規則等の廃止)

2 山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月県規則第25号）及び特定個人情報の保護の特例に関する規則（平成27年10月県規則第58号）は、廃止する。

訓 令

山形県訓令第2号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員倫理規程の一部を改正する訓令

山形県職員倫理規程（平成19年10月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例第2条第1号」を「同法第2条第1項」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第136号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第137号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
天童市民病院	天童市駅西五丁目2番1号	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
日本海総合病院	酒田市あきほ町30番地	
寒河江市立病院	寒河江市大字寒河江字塩水80番地	令和5年4月11日から 令和8年4月10日まで
山形県立河北病院	西村山郡河北町谷地字月山堂111番地	
朝日町立病院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地	
山形県立新庄病院	新庄市若葉町12番55号	

山形県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間
令和5年4月1日から終了を通知するまで
- 3 作業の種類
基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）

山形県告示第139号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県全域

- 2 基本測量を実施する期間
令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（航空重力測量）

山形県告示第140号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
最上郡最上町
- 2 基本測量を実施する期間
令和5年4月21日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（空中写真撮影）

議 会 関 係

訓 令

山形県議会訓令第1号

議会事務局

山形県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月14日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

山形県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局公文書管理規程（令和2年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項第4号中「第4条第2項の規定による」を「第4条第3項に規定する」に、「第7条第1項又は第2項の決定」を「第7条第4項に規定する開示等決定」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年12月県条例第33号）第19条第2項又は第32条第2項に規定する開示請求又は訂正請求があったもの 同条例第21条第4号又は第36条第1項に規定する開示決定等又は訂正決定等の日の翌日から起算して1年間

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）附則第2項の規定による廃止前の山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第11条第3項の規定による開示請求又は同条例第17条第2項の規定による訂正請求があった山形県議会事務局公文書管理規程（令和2年3月県議会訓令第1号）第2条第4号に規定する公文書ファイル等の保存期間の延長については、改正前の第35条第1項第5号の規定は、なおその効力を有する。

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月14日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年12月県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

（2）健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

（3）船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

（4）旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

（5）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

（6）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

（7）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

（8）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

（9）国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

（10）道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

（11）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

（12）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

（13）雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

（14）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

（15）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

（16）介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

（17）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

（1）次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

（2）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行わ

れた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（本人に対する通知）

第6条 議長は、条例第11条の規定による通知をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第7条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第8条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第9条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが

条例第17条第2項第1号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会事務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号への議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

ロ 条例第17条第2項第1号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（登録簿の作成及び公表）

第10条 議長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿を作成しなければならない。

2 議長は、登録簿に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該登録簿を修正しなければならない。

3 議長は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録簿を削除しなければならない。

4 議会は、登録簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会事務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

5 条例第18条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登録簿の作成年月日

(2) 個人情報取扱事務の開始の予定年月日

(3) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供の有無

(4) 個人情報取扱事務の委託の有無

6 条例第18条第2項第3号の規則で定める事務は、取り扱う個人情報が物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、その送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみの事務とする。

（開示請求における本人確認手続等）

第11条 開示請求をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に

掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第19条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他の資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面での旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
（開示決定の際に通知すべき事項）

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 議会事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに議会事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に議会事務局における開示を実施することができる日のうちから議会事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
（電磁的記録の開示方法）

第14条 条例第29条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第15条 条例第29条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないとき

は、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

3 条例第29条第3項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 議会事務局における開示の実施を求める場合にあっては、議会事務局における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第16条 第11条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第19条第2項」とあるのは、訂正請求については「第32条第2項」と、利用停止請求については「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程等の廃止）
- 2 山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成13年3月県議会告示第1号）及び山形県議会における特定個人情報の保護の特例に関する規程（平成28年4月県議会告示第3号）は、廃止する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和5年3月14日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和5年3月15日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県教育委員会告示（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の廃止に係る臨時専決処理の承認について
 - (2) 山形県教員「指標」の一部改正について
 - (3) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則の設定について
 - (6) 山形県スポーツ推進計画の計画期間の延長について
 - (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
 - (8) 博物館法施行細則の一部を改正する規則の制定について
 - (9) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - (10) 山形県図書館協議会委員の解嘱及び任命について
 - (11) 教育委員会職員の人事について
 - (12) 教職員の人事について

山形県教育委員会告示第5号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

警察本部関係

告 示

山形県警察本部告示第1号

平成18年3月県警察本部告示第1号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

山形県警察本部長 丸山 彰久

収用委員会関係

規 則

山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

山形県収用委員会
会長 半田 稔

山形県収用委員会規則第1号

山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山形県収用委員会運営規則（昭和59年7月県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第21号中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「個人情報の開示の決定」を「保有個人情報の開示決定」に、「山形県個人情報保護条例の」を「同法及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）の」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

企業局関係

告 示

山形県企業告示第1号

平成13年5月県企業告示第3号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

山形県企業管理者 沼澤 好徳

病院事業局関係

規 則

山形県病院事業管理規程第1号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月14日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1個人情報保護の項第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同表個人情報保護の項第2項中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第16条第3項」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）第6条第3項」に改め、同表その他の項第9項中「及び賃金」を「、手当及び旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月14日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員倫理規程（平成19年11月県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例第2条第1号」を「同法第2条第1項」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。